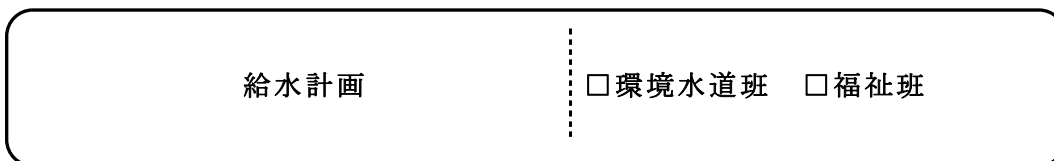


第13節 給水計画



【基本方針】

災害時においては、断水や上水道の汚染等により、応急給水が必要とされる。東日本大震災では津波浸水により、沿岸部で長期にわたる断水が生じ、住民は井戸水や湧水（地表水）を煮沸しつつ数日間をしのいだほか、小規模な医療施設では長期断水で医療活動が満足に行えない状況が発生している。

応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水はその運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行えるようできるだけ拠点給水で対応することとする。また、避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る。

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する給水が必要になってくる。その場合、給水車から避難所や各家庭への水の運搬が必要になることが多くなり、高齢者や障がい者等の要配慮者にとって大きな負担になることがある。そのため、組織的な活動が可能な自主防災組織やボランティアの協力を得て給水活動が円滑に進むよう努める。

地震・津波災害時における給水対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第10節「給水計画」に準ずる。